

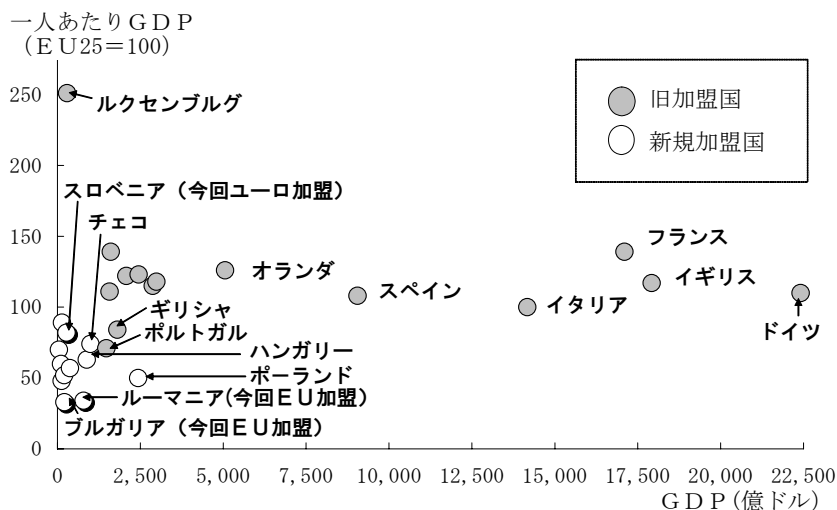
# Weekly エコノミスト・レター

ニッセイ基礎研究所 経済調査部門

## EU拡大は小休止、統合深化重視の局面に

- ・ 今年1月1日にEUは27カ国、ユーロ圏は13カ国に拡大した。経済規模の変化は僅かだが、人口は6.3%増え、域内の所得格差は広がった。
- ・ EU域内の所得格差は、域内の生産要素移動や、信用力向上・立地条件改善による金利低下、域外からの資本流入増大により、低所得国のキャッチ・アップが加速することで縮小すると期待される。移民流入制限や通貨の障壁にも関わらず、2004年に新規加盟した移行国のキャッチ・アップは概ね順調に進展している。しかし、多くの旧加盟国が新規加盟国からの労働移動の制限を継続する一方、ユーロ導入の目標を延期する新規加盟国が増えており、拡大EU内の統合の深さのばらつきはなお残っている。
- ・ EUの新規加盟対象国のトルコと西バルカン諸国が、加盟条件すべてに適合するまでには時間が必要である。EUの側でも、新規加盟国の受け入れに先立って、「第5次拡大」で生じた統合の深さのばらつきを緩和することや、「EU憲法条約」を成立させ、制度面での体制を整える必要がある。EUの地域的拡大は必然的に小休止となろう。

### 量的インパクトは小さいが、EU域内格差はさらに拡大



主任研究員 伊藤 さゆり (いとう さゆり) (03)3512-1832 ito@nli-research.co.jp

ニッセイ基礎研究所 〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-7 3F

ホームページアドレス : <http://www.nli-research.co.jp/>

## ＜ EU拡大は小休止、統合深化重視の局面に ＞

### ● EUは27カ国、ユーロ圏は13カ国に拡大

( 2カ国の加盟で「第5次拡大」が完成、スロベニアは新規加盟国で初めてユーロを導入 )

今年1月1日にブルガリア、ルーマニアがEUに新規加盟、スロベニアが新たにユーロを導入し、EU加盟国は27、ユーロ参加国は13となった。

ブルガリア、ルーマニアの加盟は2004年5月の中東欧など10カ国の加盟に続くもので、体制移行国を迎えた「第5次拡大」が完結したことになる。

ユーロ圏の拡大は2001年1月のギリシャ以来で、スロベニアは、「第5次拡大」による新規加盟国の中で、初めてのユーロ導入国となった。

2カ国の新規加盟によって、EUの人口は4億9,280万人となり6.3%増加したが、GDPの増加率は0.9%と小さい。所得水準(購買力平価換算の一人当たりのGDP)は、EU25カ国を100とすると、ブルガリアが33、ルーマニアが34で27カ国中最も低い。2カ国の加盟によって、10カ国の新規加盟で広がった域内の所得格差は、さらに拡大したことになる(図表1)。

スロベニアのユーロ参加のインパクトは、人口増加率が0.6%、GDPの増加率が0.3%とさらに小さい(図表2)。ユーロ圏の13カ国中、スロベニアの経済規模はルクセンブルグを下回り最小となるが、所得水準は新規加盟した移行国の中では最も高い(図表3)ことから、ギリシャとポルトガルの間、下から2番目という位置づけになる(表紙図表参照)。

( 拡大した格差は低所得国のキャッチ・アップの加速による縮小が期待 )

EUではヒト、モノ、サービス、カネの4つの自由が基本原則とされている。Balassaが“The Theory of Economic Integration (1961)”で示した「自由貿易地域→関税同盟→共同市場→経済同盟→完全なる経済統合(政治統合)」という地域統合の5段階<sup>(注1)</sup>の分類では、EUの統合は第4段階まで進んでいる。第5段階の財政の統合には至っていないため、EUレベルの財政を通じた所得移転の規模は小さく、所得格差縮小への効果は限られている。しかし、

図表1 ブルガリア、ルーマニアのEU新規加盟による変化

|               | 人口    | 一人あたり<br>GDP      | GDP     |
|---------------|-------|-------------------|---------|
|               | 百万人   | 購買力平価<br>EU25=100 | 億ユーロ    |
| EU25カ国 (①)    | 463.5 | 100               | 108,488 |
| EU27カ国 (②)    | 492.8 | 96                | 109,495 |
| 新規加盟の影響 (②/①) | 6.3%  | -4.0%             | 0.9%    |
| ブルガリア         | 7.7   | 33                | 21      |
| ルーマニア         | 21.6  | 34                | 79      |

(注) 人口は2006年初、一人あたりGDP・GDPは2005年  
(資料) 欧州委員会統計局

図表2 スロベニアのユーロ導入による変化

|               | 人口    | 一人あたり<br>GDP      | GDP    |
|---------------|-------|-------------------|--------|
|               | 百万人   | 購買力平価<br>EU25=100 | 10億ユーロ |
| ユーロ圏12カ国 (①)  | 314.6 | 106               | 79,998 |
| ユーロ圏13カ国 (②)  | 316.6 | 106               | 80,275 |
| 新規導入の影響 (②/①) | 0.6%  | 0.0%              | 0.3%   |
| スロヴェニア        | 2.0   | 82                | 28     |

(参考) ユーロ13カ国がEU27カ国に占めるウェイト

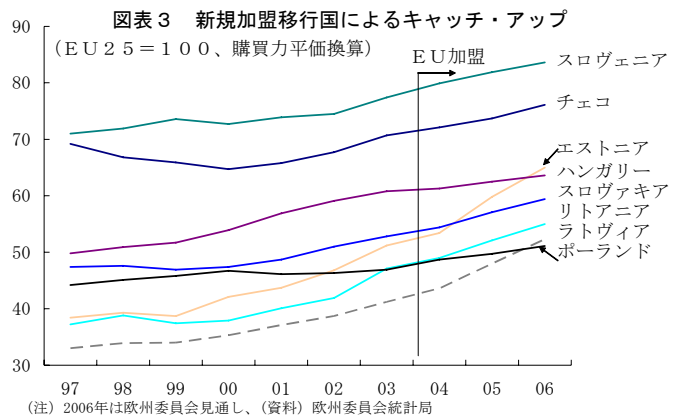
|            | 人口    | 一人あたり<br>GDP | GDP   |
|------------|-------|--------------|-------|
| ユーロ13/EU27 | 64.2% | 110.4        | 73.3% |

(注) 図表1と同じ、(資料) 欧州委員会統計局

EU 域内の所得格差は、域内の生産要素移動や、信用力向上・立地条件改善による金利低下、域外からの資本流入増大により、低所得国のキャッチ・アップが加速することで縮小すると期待される。

「第5次拡大」にあたっては、正式な拡大前の段階から、新旧加盟国間で自由貿易協定が締結、新規加盟国においてはEU法・規制体系が段階的に導入されてきた。その一方、後述のとおり、移民急増への警戒感から労働を目的とするヒトの移動への制限が継続、通貨の障壁も残存している。このため、正式な加盟による新たなベネフィットは、新規加盟国間の貿易障壁の撤廃や域内の通関手続き簡素化による取引コスト低減などに限られ、必ずしも大きなものではなかった。それでも、2004年に新規加盟した10カ国の成長率は2004年～2006年の平均でおよそ5.0%と加盟前の2001～2003年の3.0%から加速、EU25カ国の経済規模に占める新規加盟国の比率も、加盟前年（2003年）の4.5%から2005年には5.2%へと着実に上昇、一人当たりGDPで見た所得水準の格差縮小も、国毎にペースは異なるものの、着実に進展している（図表3）。

（注1）自由貿易地域は加盟国間の関税ならびに量的貿易制限を撤廃する段階、関税同盟は同盟内の差別待遇排除とともに域外に対する関税も統一する段階、共同市場は貿易制限や生産要素移動に対する制限を撤廃する段階、経済同盟はさらに経済政策の調整に踏み込む段階。完全なる経済統合（政治統合）の段階では、金融政策、財政政策、景気対策の統一化、超国家機関を設定する。



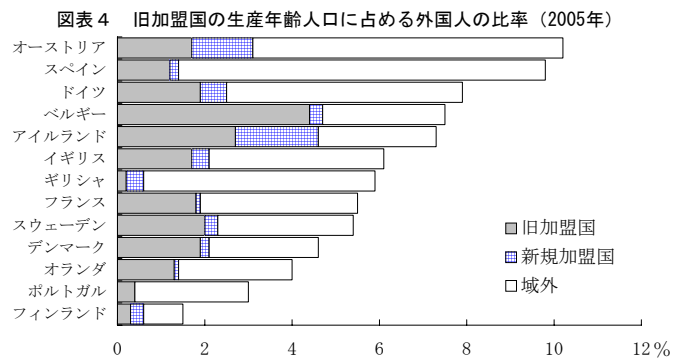
（注1）自由貿易地域は加盟国間の関税ならびに量的貿易制限を撤廃する段階、関税同盟は同盟内の差別待遇排除とともに域外に対する関税も統一する段階、共同市場は貿易制限や生産要素移動に対する制限を撤廃する段階、経済同盟はさらに経済政策の調整に踏み込む段階。完全なる経済統合（政治統合）の段階では、金融政策、財政政策、景気対策の統一化、超国家機関を設定する。

## ●拡大EU内では統合の深さにばらつき

（ 継続された移民流入への制限 ）

EU域内では本来自由とされている労働を目的とするヒトの移動の制限は、2004年5月の拡大時に域内の所得格差の広がりに対応した移行措置として認められたものである。移行措置の内容は、新規加盟国10カ国中、体制移行国の8カ国に対しては、2011年4月30日まで、2年経過後と5年経過後の2回見直しを行ない、最長7年間、労働移動を制限する権利を認めるものである。

2004年5月からの第1段階で新規加



(注) 外国人比率が36.3%（うち旧加盟国が32.9%）と高いルクセンブルグと内訳が未詳のイタリアを除く  
(資料) European Commission, "Emplyemnt in Europe", November 2006

盟国に対して労働市場を完全開放した国は、アイルランド、スウェーデン、イギリスと僅かに留まり、残りの12カ国は制限を設けた。第1段階での労働移動の実績に関して欧州委員会が昨年2月にまとめた報告書では、労働市場を完全開放した3カ国では、「新規加盟国からの移民は労働力不足の緩和と経済パフォーマンスの改善に貢献し、成長率が高まった結果、失業率は低下し、就業率が高まった」と評価し、旧加盟国全体では「新規加盟国からの労働を目的とする移民が受入国の生産年齢人口に占める比率は(アイルランドとオーストリアを除き)1%以下」に留まり「EUの労働市場の影響を及ぼすほど大きくない」が、「農業や建設業・サービス業などでの労働力不足やスキル面でのボトルネックの緩和」を通じて、経済成長に貢献したとしている。生産年齢人口全体に占める外国人の国籍別内訳を見ても、高齢化・人口減少による労働力不足への対策として、EU域外からの移民労働力を活用する国が増える中で、新規加盟国からの移民の比率が極端に高まるという状況には陥っていない(図表4)

こうした実績に基づき、第二段階の2006年5月1日からは、新たに労働市場を開放した国はフィンランド、ポルトガル、ギリシャ、スペイン、イタリアの5カ国に増えたが、新規加盟国に隣接し、トルコや政情不安が続いた西バルカン諸国からの移民流入で旧加盟国の中で外国人の比率が高いドイツ、オーストリアは、従来通り労働許可制度による制限を延長した。その他の5カ国は、段階は異なるものの労働許可取得手続きの簡素化などで制限を緩和する方針を示している。第二段階の制限措置の期限は2009年4月30日であり、以後さらに2年間、制限を延長する場合は、労働市場に深刻な影響が見られる場合に限られることになる。

ブルガリア、ルーマニアの加盟に際しても、同様の最長7年の移行期間が設けられており、2008年末までの第1段階では新規加盟国の10カ国は完全開放したが、旧加盟国では2004年5月の拡大時には完全開放したイギリスとアイルランドも制限を設けており、完全開放はスウェーデン、フィンランドの2カ国に留まった。

(ユーロ導入国数は加盟国の半数以下)

EUの市場は通貨の障壁によっても2つに分断されている。EUの中で、ユーロを導入し、金融政策を一本化している範囲は、人口で6割強、経済規模で7割強だが、国の数では27カ国中13カ国と半数を下回っている。

新規のユーロ参加には「経済収斂条件(インフレ率、財政基準、ERMIIへの参加による対ユーロ相場の安定、長期金利に関する基準、詳細は図表5参照)」と「法的基準(中央銀行法と欧州銀行制度の整合化)」からなる条件を満たす必要がある。旧加盟国のうちユーロを導入していない3カ国のうち、イギリス、デンマークはオプトアウト条項(単一通貨に参加しない権利)が認められている。スウェーデンはインフレ率、財政基準には適合しているものの、2003年9月の国民投票が否決という結果に終わっており、ユーロ導入に必要なERMIIへの参加や法改正を見送っている。

これらに対して、「第5次拡大」で新規に加盟した国々は、基準に適合し次第、速やかにユーロを導入することが義務付けられている。欧州委員会と欧州中央銀行は、定期的に適合状況を検討

し、ユーロ導入の可否の判断を示す報告書(“Convergence Report”)をまとめている。2006年は、5月と12月に報告書をまとめスロベニアの適合を認める一方、その他の9カ国は非適合とする判断を示した(図表5)。EU加盟当初は10カ国のすべてが2010年までのユーロ導入を目指していたが、ここにきてユーロ導入の目標を大幅に延期する国が増加している。

図表5 2004年5月EU加盟国のユーロ導入条件の充足状況

< 2006年5月判定対象国 >

|        | インフレ率    |     | 財政基準 |        | 為替相場制度   |                  | 長期金利 |          | 法制度 | ユーロ導入目標年(*4) |      |    |
|--------|----------|-----|------|--------|----------|------------------|------|----------|-----|--------------|------|----|
|        |          |     | 財政収支 | 政府債務残高 | ERM II参加 | 当初               |      |          |     | 最新           |      |    |
| スロベニア  | ○        | 2.3 | ○    | -1.8   | 29.1     | ○                | 04/6 | ○        | 3.8 | ○            | 07/1 | —  |
| リトアニア  | ×        | 2.7 | ○    | -0.5   | 18.7     | ○                | 04/6 | ○        | 3.7 | ○            | 07/1 | 10 |
| 経済収斂条件 | 2.6 (*1) |     | —    | -3.0   | 60.0     | ERM II 2年参加 (*2) |      | 5.9 (*3) |     | —            | —    | —  |

< 2006年12月判定対象国 >

|        |          |     |        |      |      |             |       |          |       |   |       |      |
|--------|----------|-----|--------|------|------|-------------|-------|----------|-------|---|-------|------|
| エストニア  | ×        | 4.3 | ○      | 2.3  | 4.5  | ○           | 04/6  | —        | -(*)5 | ○ | 06/央  | 08/1 |
| ラトビア   | ×        | 6.7 | ○      | 0.1  | 12.1 | ×           | 05/5  | ○        | 3.9   | × | 08/1  | 08/1 |
| キプロス   | ○        | 2.3 | ○ (*6) | -2.3 | 69.2 | ×           | 05/5  | ○        | 4.1   | × | 07    | 08/1 |
| マルタ    | ×        | 3.1 | ×      | -3.2 | 74.2 | ×           | 05/5  | ○        | 4.3   | × | 08    | 08/1 |
| スロバキア  | ×        | 4.3 | ×      | -3.1 | 34.5 | ×           | 05/11 | ○        | 4.3   | × | 08/09 | 09/1 |
| チェコ    | ○        | 2.2 | ×      | -3.6 | 30.4 | ×           | 未参加   | ○        | 3.8   | × | 09-10 | 未定   |
| ハンガリー  | ×        | 3.5 | ×      | -7.8 | 61.7 | ×           | 未参加   | ×        | 7.1   | × | 10    | 未定   |
| ポーランド  | ○        | 1.2 | ×      | -2.5 | 42.4 | ×           | 未参加   | ○        | 5.2   | × | 09    | 未定   |
| 経済収斂条件 | 2.8 (*1) |     | —      | -3.0 | 60.0 | ERM II 2年参加 |       | 6.2 (*3) |       | — | —     | —    |

(\*1) 直近1年間の水準がEU加盟国中最もインフレ率の低い3カ国(マイナスを除く)の平均+1.5%以内

(\*2) 少なくとも2年間切り下げを行わず、±15%の範囲で安定的に推移することが求められる

報告書作成時点では2年に満たなかったものの、報告書の提案を受けて最終承認の7月までには達成が見込まれるとして適合とされた

(\*3) 直近1年間の水準がEU加盟国中最もインフレ率の低い3カ国の長期金利平均の+2%以内

(\*4) ユーロ導入目標年の当初は2004年11月、最新は2006年11月の下記報告書による

(\*5) 政府債務残高が少なくベンチマークとなる債券が存在しないが、長期金利の条件には適合していると判断されている

(\*6) キプロスの政府債務残高は60%を上回っているが適合とされた

ポーランドは2005年は基準を下回ったが「過剰財政赤字是正手続き」の対象であるため非適合となった

(資料) ECB “Convergence Report 2006”, May 2006, 同 December 2006,

First report on the practical preparations for the future enlargement of the euro area, November 2004

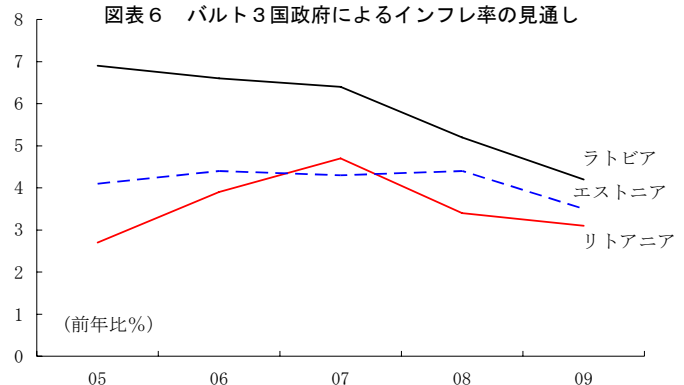
Fourth report on the practical preparations for the future enlargement of the euro area, November 2006

( 高成長のバルト3国はインフレ率の達成に苦慮 )

2006年10月の時点(注2)でスロベニアに次ぐ2008年初の導入を目標とした国は、インフレ率以外の条件を満たしているエストニアと、今年5月に為替相場の条件を達成するラトビア、キプロス、マルタの合計4カ国があった。しかし、インフレ率が大きく基準を上回っているラトビアは目標を見直し中、エストニアもインフレ率の条件達成は難しく、2008年の導入は事実上断念したと伝えられている。リトアニアも、当初、第一陣での参加を目指していたが、インフレ率の条件達成に時間を要するとの見通しから目標を2010年に先送りした。

バルト3国のインフレ目標の達成が難しくなっているのは、エストニア、ラトビアの成長率が2005年~2006年で二桁を超える

図表6 バルト3国政府によるインフレ率の見通し



(資料) 各国収斂計画 (2006年12月)



など、EU加盟後の成長加速が著しく、需給のタイト化によるインフレ圧力が強まっていることがある。今後予定されている公共料金の引き上げや、燃料、煙草・アルコールに対する物品税のEUとの調和のための引き上げも、物価押し上げ要因となる見込みである。各国が昨年末に提出した「経済収斂計画」でもインフレ率は2009年にかけて鈍化するがなお3%を上回る見通しとなっており(図表6)、「EU加盟国中最も低い3カ国の平均±1.5%」という基準の達成は容易ではないと見られる。

( 3大国は財政赤字の削減に苦慮、ユーロ導入の目標年の設定を見送り )

バルト3国に比べ、中欧諸国は当初よりユーロ導入に慎重な見通しを立てていたが、2005年～2006年にはポーランド、チェコ、スロバキアで政権が交代、スロバキアは2009年初に目標を再設定し、チェコ、ポーランドは従来目標を撤回、新たな目標の設定を見送った(図表一右欄)。2006年4月の選挙で与党の続投が決まったハンガリーも目標を撤回している。

中欧諸国のユーロ導入の見通しの変化は、社会保障制度等の改革の途上にある一方、競争力維持のためのインフラ投資や税率の見直しが必要とされる状況で、財政赤字を基準値以内に抑制することが難しくなっていることを反映したものだ。チェコ、ハンガリー、ポーランドの3大国については、ERM IIへの参加自体も財政の問題にある程度目処がつく2010年以降となる可能性も高まっている。

今年新たにEUに加盟したブルガリア、ルーマニアのユーロ導入も、ERM IIに2年参加する必要があることから、順調に前進した場合でも2010年以降となろう。

向こう2～3年の間に、ユーロ参加が見込まれるのは、マルタ、キプロスほか小国に限られ、ユーロの地位を大きく変える要因にはならないものと予想される。

(注2) 欧州委員会のユーロ導入の準備状況に関する報告書の最新号(“Fourth report on the practical preparations for the future enlargement of the euro area” 10 November 2006)による。

## ●当面の重点は統合の深化

( 時間を要するトルコ、西バルカン諸国のEU加盟基準の達成 )

現在、ブルガリア、ルーマニアに続く新規加盟対象国は、トルコと西バルカン諸国(クロアチア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビア、モンテネグロ)である。これらの加盟へのプロセスは、2005年10月に加盟交渉が始まったトルコ、クロアチアが一步リードしており(注3)、2005年12月に正式な加盟候補国となったマケドニア、加盟申請の前段階であるEUとの安定化・連合協定に2006年6月に署名したアルバニアが続いている。

しかし、これらの国々の実際の加盟までにはなお時間を要する見込みである。EUの加盟には政治、経済、法律に関する加盟条件(注4)への適合が求められるが、欧州委員会ではトルコが「すべての条件を満たすまでには10年以上の年月が必要」、西バルカン諸国についても「やるべきことは多い」としている。さらに、第5次拡大のように「一度に大幅に加盟国数が増加する

ことはない」との見解を示している。

(注3) トルコとの加盟交渉は、EU・トルコ関税同盟を04年5月にEU加盟したキプロスを含む10カ国に拡大適用する義務を履行していないことから、加盟交渉の一部を一時凍結されている。

(注4) 「政治的基準(民主主義の尊重、法の支配、人権の尊重)」、「経済的基準(市場経済が十分機能しており、加盟後、域内の競争に耐えられるだけの競争力を備えていること)」、「法的基準(EU条約、法、規則等から派生する権利と義務<アキ・コミノテール>を履行する行政能力を備えていること)」からなる。

(さらなる拡大に不可欠な「EU憲法条約」の成立)

拡大したEUを円滑に運営し、さらに新規加盟国を受入れる体制を整えて行くには、EU機構運営の効率化や、EU大統領や外相ポストの新設について定めた「EU憲法条約」の成立が望まれている。「EU憲法条約」の成立には、加盟国すべての批准が必要だが、2005年5~6月にフランス、オランダの国民投票で相次いで否決、15カ国が批准した段階で棚上げとなっている。

2007年上半期のEU議長国・ドイツのメルケル首相は、任期中に条約成立に向けたスケジュールを作成するとして、問題の解決に意欲的に取り組む姿勢を表明している。「EU憲法条約」の行方に関連して、当面注目すべきは、今年4~5月に予定されている仏大統領選挙である。与党・国民運動連合の大統領候補であるサルコジ内相は、EU機構の改革などの重要部分だけを抜き出した「ミニ憲法」に修正し、批准手続きは議会で行なう方針を示している。これに対し、社会党のロワイヤル候補は、労働者の権利条項などを盛り込むなど国民が受け入れやすい修正を行なった上で、2009年にも国民投票を実施する意向を示し、スタンスの違いが明確になっている。フランス国民の判断は、再び、「EU憲法条約」の内容の修正に関わる協議や、成立のタイムスケジュールを左右することになる。

(小休止は避けられないEUの地域的な拡大)

第6次以降の拡大に進むには、新規加盟対象国側の加盟基準達成に向けた努力とともに、EUの側でも、新規加盟国の受け入れに先立って、「第5次拡大」で生じた統合の深さのばらつきを緩和することや、「EU憲法条約」を成立させ、制度面での体制を整える必要がある。EUの地域的拡大は必然的に小休止となる。